

厚生労働省発雇児0405第2号  
平成24年4月5日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市市長  
殿

厚生労働事務次官

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付  
申請等の手続について」の一部改正について

標記の国庫負担金の交付申請等の手続については、平成11年4月30日厚生省  
発雇第86号の2厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負  
担金の交付申請等の手続について」により行われているところであるが、今般、その  
一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年度分の手続から適用することと  
されたので通知する。

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続きについての一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">厚生省発児第86号の2 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成12年5月19日 厚生省発児第91号の2 平成13年8月2日 厚生労働省発雇児第314号の2 平成14年11月11日 厚生労働省発雇児第1111003号 平成15年12月22日 厚生労働省発雇児第1222001号の2 平成16年7月16日 厚生労働省発雇児第0716001号の2 平成18年6月27日 厚生労働省発雇児第0627002号 平成19年3月6日 厚生労働省発雇児第0306004号 平成21年6月29日 厚生労働省発雇児第0629005号 平成24年4月5日 厚生労働省発雇児0405第2号</p> <p>都道府県知事 各指定都市の市長 殿 中核市の市長</p>	<p style="text-align: right;">厚生省発児第86号の2 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成12年5月19日 厚生省発児第91号の2 平成13年8月2日 厚生労働省発雇児第314号の2 平成14年11月11日 厚生労働省発雇児第1111003号 平成15年12月22日 厚生労働省発雇児第1222001号の2 平成16年7月16日 厚生労働省発雇児第0716001号の2 平成18年6月27日 厚生労働省発雇児第0627002号 平成19年3月6日 厚生労働省発雇児第0306004号 平成21年6月29日 厚生労働省発雇児第0629005号</p> <p>都道府県知事 各指定都市の市長 殿 中核市の市長</p>
<p style="text-align: center;">厚生事務次官</p>	<p style="text-align: center;">厚生事務次官</p>
<p style="text-align: center;">児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の 交付申請等の手続きについて</p>	<p style="text-align: center;">児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の 交付申請等の手続きについて</p>
<p>略</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請、事業実績報告等の手続きについては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）第5条、第12条及び第14条並びに補助金に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第3条及び第8条の規定によるほかこの通知の定めるところにより行うこととしたので、その適正かつ迅速な事務処理を期されたく、通知する。 なお、この通知は、平成11年度分の標記手続から適用するものとする。 おって、平成10年6月12日厚生省発児第105号の2「児童福祉法による措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等の国庫補助金の交付申請等の手続きについて」は廃止する。 ただし、平成10年度分以前の手續きについては、なお従前の例による。</p>
<p>第1～第7 略</p>	<p>第1～第7 略</p>
<p>様式第1号～様式第8号の付表B 略</p>	<p>様式第1号～様式第8号の付表B 略</p>



様式第8号の付表D

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算額市町村内訳書

現行

区分	実支出額	寄付金	実支出額から寄付金を控除した額 ①	支 弁 総 額							計 ②	国庫負担金の対象となる支弁総額 (①と②を比較して少ない方の額) ③	徴収金 ④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	国庫負担金交付決定額 ⑦	国庫負担金受入済額 ⑧	要国庫負担額に対する受入済額の過不足額 ⑧-⑥-⑨	
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他								過剰額	不足額
支 弁 市町村名																			
※ 〇〇市	母子生活支援施設																		
	助産施設																		
	計																		
合計 〇〇市町村	母子生活視線施設																		
	助産施設																		
	計																		

国庫負担金  
未受入額⑩

(記載上の注意)

- この表は、市町村長から提出された様式第10号の書類を審査し、適正額を確認しこれに基づいて作成すること。
- 同一市町村に種別の異なる2以上の施設がある場合にあっては、※欄のようにこれをまとめて記載すること。
- 「⑨」の欄の「過剰額」及び「不足額」についての「合計(〇〇市町村)」の「計」の欄には、「⑨」の欄の各市町村における「過剰額」又は「不足額」をそれぞれ縦に集計した額を記載するものとし、過不足を相殺することのないようにすること。
- 以上に掲げるもののほかに、この表の記載については、様式第10号の表の記載の注意の欄に定めるところによること。

様式第8号の付表D

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算額市町村内訳書

改正後

区分	実支出額	寄付金	実支出額から寄付金を控除した額 ①	支 弁 総 額							計 ②	国庫負担金の対象となる支弁総額 (①と②を比較して少ない方の額) ③	徴収金 ④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	国庫負担金交付決定額 ⑦	国庫負担金受入済額 ⑧	要国庫負担額に対する受入済額の過不足額 ⑧-⑥-⑨	
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費								入院時食事療養費	児童用採暖費
支 弁 市町村名																			
※ 〇〇市	母子生活支援施設																		
	助産施設																		
	計																		
合計 〇〇市町村	母子生活視線施設																		
	助産施設																		
	計																		

国庫負担金  
未受入額⑩

(記載上の注意)

- この表は、市町村長から提出された様式第10号の書類を審査し、適正額を確認しこれに基づいて作成すること。
- 同一市町村に種別の異なる2以上の施設がある場合にあっては、※欄のようにこれをまとめて記載すること。
- 「⑨」の欄の「過剰額」及び「不足額」についての「合計(〇〇市町村)」の「計」の欄には、「⑨」の欄の各市町村における「過剰額」又は「不足額」をそれぞれ縦に集計した額を記載するものとし、過不足を相殺することのないようにすること。
- 以上に掲げるもののほかに、この表の記載については、様式第10号の表の記載の注意の欄に定めるところによること。

改正後

様式第 8 号の付表 E ～様式 9 号の付表 B 略

現行

様式第 8 号の付表 E ～様式 9 号の付表 B 略

様式第9号の附表C

事業費支弁児童数月別集計表

現行

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費			見学旅行費			入進学支度金			特別育成費				夏季等特別行事費	児童用採暖費				
				小学生	中学生	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	特別支援学校 第3学年	入学児童 第1学年 小学校	進学児童 第1学年 中学校	高等学校	国・公立	高等学校 私立	入学児童 第1学年	旧5級地		旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域	
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
5月																						
6月																						
7月																						
8月																						
9月																						
10月																						
11月																						
12月																						
1月																						
2月																						
3月																						
計																						

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

様式第9号の附表C

事業費支弁児童数月別集計表

改正後

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費							見学旅行費			入進学支度金			特別育成費					夏季等特別行事費	児童用採暖費																	
				小学生	中学生	年入学児童 高等部第一学	特別支援学校	特別支援学校 得等特別加算	高等部資格取 得等特別加算	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	特別支援学校 第3学年	入学児童 第1学年	進学児童 第1学年 小学校	第1学年 中学校	高等学校	国・公立	高等学校 私立	入学児童 第1学年	別加算 資格取得等特		旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域													
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
5月																																								
6月																																								
7月																																								
8月																																								
9月																																								
10月																																								
11月																																								
12月																																								
1月																																								
2月																																								
3月																																								
計																																								

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

改正後

様式第9号の2

現行

様式第9号の2

様式第9号の2の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算書

(単位：円)

現行

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を 控除した額①	支 弁 総 額							国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し て少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	付決定額⑦	国庫負担金 受入済額⑧	要国庫負担額 に対する受入 額の過不足額 ⑧	未受入額 ⑦-	国庫負担金 ⑧
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他									
母子生活支援施設																			
助産施設																			
計																			

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第9号の2の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算書

(単位：円)

改正後

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を 控除した額①	支 弁 総 額							国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し て少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	付決定額⑦	国庫負担金 受入済額⑧	要国庫負担額 に対する受入 額の過不足額 ⑧	未受入額 ⑦-	国庫負担金 ⑧
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費									
母子生活支援施設																			
助産施設																			
計																			

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。



改正後

様式第9号の2の付表B 略

現行

様式第9号の2の付表B 略

様式第9号の2の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

費目 月別	児童用採暖費				
	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
4月	人	人	人	人	人
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

(記載上の注意)

様式第8号の付表Cの「記載上の注意」に準じて記載すること。

現行

様式第9号の2の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

費目 月別	教育費	入進学支度金		特別育成費	児童用採暖費				
	年 入 学 児 童 高 等 部 第 一 学 校 特 別 支 援 学 校	入 学 児 童 第 一 学 年 小 学 校	進 学 児 童 第 一 学 年 中 学 校	入 学 児 童 第 一 学 年 高 等 学 校	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計									

(記載上の注意)

様式第8号の付表Cの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

改正後

様式第9号の3～様式第9号の3の付表B 略

現行

様式第9号の3～様式第9号の3の付表B 略



改正後

様式第10号 略

現行

様式第10号 略

様式第10号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算書 ○

(単位：円)

現行

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支 弁 総 額								国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	国庫負担金	未受入額	要国庫負担額	に對する受入額の過不足額	国庫負担金
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他	計②									
母子生活支援施設																				
助産施設																				
計																				

(記載上の注意)  
様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第10号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算書 ○

(単位：円)

改正後

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支 弁 総 額								国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	国庫負担金	未受入額	要国庫負担額	に對する受入額の過不足額	国庫負担金
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費	入院時食事療養費									
母子生活支援施設																				
助産施設																				
計																				

(記載上の注意)  
様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

様式第10号の付表B～様式第13号の2 略

現行

様式第10号の付表B～様式第13号の2 略

様式第13号の2の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

現行

施設種別	実支出額	寄附金	実支出から寄付金を除いた額①	支弁総額							て支弁総額ない(①と②を比較)する額③	国庫負担金の対象となる額④	徴収金⑤	(差引)国庫負担基本額⑥	(⑤×1-2)同左に対する要国庫負担額⑦	付国庫負担額⑧	受国庫負担額⑨	済額の過不足額⑩	に要する受入額⑪	未受入額⑫	国庫負担金⑬
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教養費	入進学支度金	特別育成費	医療費											
変更前																					
変更後																					
差引額																					

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第13号の2の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

改正後

施設種別	実支出額	寄附金	実支出から寄付金を除いた額①	支弁総額							て支弁総額ない(①と②を比較)する額③	国庫負担金の対象となる額④	徴収金⑤	(差引)国庫負担基本額⑥	(⑤×1-2)同左に対する要国庫負担額⑦	付国庫負担額⑧	受国庫負担額⑨	済額の過不足額⑩	に要する受入額⑪	未受入額⑫	国庫負担金⑬
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教養費	入進学支度金	特別育成費	医療費											
変更前																					
変更後																					
差引額																					

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。



改正後

様式第13号の3～様式第14号 略

現行

様式第13号の3～様式第14号 略

様式第14号の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

現行

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額							支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定額⑦	受国庫負担額⑧	済対国の過不足額⑧-⑥	未受入額⑦-⑧	国庫負担金
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教養費	入院時食事療養費	医療費	児童用採暖費										
○施設	変更前																			
	変更後																			
	差引額																			
計	変更前																			
	変更後																			
	差引額																			

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第14号の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

改正後

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額							支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定額⑦	受国庫負担額⑧	済対国の過不足額⑧-⑥	未受入額⑦-⑧	国庫負担金
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教養費	入院時食事療養費	医療費	児童用採暖費										
○施設	変更前																			
	変更後																			
	差引額																			
計	変更前																			
	変更後																			
	差引額																			

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

様式第15号 略

現行

様式第15号 略

様式第15号の付表

平成

年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別変更内訳書

(単位：円)

現行

区分 施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額							支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定額⑦	受国庫入庫済額⑧	済額の過不足額⑧-⑥	要国庫負担額	未受入額⑦-⑧	国庫負担金
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他②											
〇 〇 市	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				
合 計	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第15号の付表

平成

年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別変更内訳書

(単位：円)

改正後

区分 施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額							支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定額⑦	受国庫入庫済額⑧	済額の過不足額⑧-⑥	要国庫負担額	未受入額⑦-⑧	国庫負担金
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費											
〇 〇 市	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				
合 計	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。